

令和4年4月20日
住宅局住宅総合整備課

令和4年度「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の募集を開始します！

～空き家対策に関する課題の解決を図るモデル的な取組等を支援～

全国の空き家対策を一層加速化させるための支援制度「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」について、本日より提案の募集を開始します。

1. 対象事業

(1) 専門家等と連携した空き家に関する相談窓口の整備等を行う事業

空き家対策の執行体制の整備が必要な地方公共団体と、NPO、法務、不動産、建築、金融、福祉等の専門家団体等とが連携して相談窓口の整備等を行う取組

(2) 住宅市場を活用した空き家に係る課題の解決を行う事業

空き家に係る全国共通の各種課題に対して、住宅市場を活用した空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組

(3) ポストコロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組を行う事業

移住・定住、二地域居住・多地域居住の促進や、空き家バンクへの物件の登録促進・登録物件の流通促進に資する総合的・特徴的な取組

2. 事業主体・要件

(1) 事業主体：地方公共団体、民間事業者等

(2) 事業要件：① 1. (1) については原則として地方公共団体と専門家団体等が連携して事業を実施すること
② 事業の成果を公開すること

3. 応募期限

令和4年5月20日（金）18時（下記評価事務局宛てメール必着のこと）

※事業内容、応募方法、審査方法等の詳細については、以下のHP内の「募集要領」をご確認ください。（本事業の応募に関するお問い合わせ・ご質問等は評価事務局までメールでお願いします。）

<評価事務局>

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 グランキューブ15階
(株式会社価値総合研究所内)

H P : <https://www.vmi.co.jp/jpn/consulting/seminar/2022/akiya-innovation2022.html>

メール : akiya_innovation@vmi.co.jp

<本報道発表に関する問い合わせ先>

住宅局住宅総合整備課住環境整備室 モデル事業担当 栗津、栗飯原、宮森
電話：03-5253-8111（内線：39-353, 39-355, 39-356）、03-5253-8508（直通）
FAX：03-5253-1628

全国における空き家対策を加速化するため、空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組、ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。

事業内容		
<h3>1. 空き家に関する相談窓口等の民間連携支援</h3>	<h3>2. 住宅市場を活用した空き家に係る課題の解決</h3>	<h3>3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組支援</h3>
<p>相談窓口等の空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体を対象として、空き家相談のための人材育成、法務・不動産・建築等の多様な専門家と連携した相談体制を構築する取組を支援。</p>  <p>The diagram shows a central '空き家対策プラットフォーム (専門家連携・ワンストップ対応)' connected to several groups: 建築 (建築士・建設業者), 法務 (弁護士・司法書士), 不動産 (宅建士・不動産鑑定), 金融 (地方銀行), NPO等, 自治会 (地域住民・民生委員), 福祉 (社会福祉士), and 地方公共団体 (関係部局).</p>	<p>空き家に係る全国共通の各種課題に対して、住宅市場を活用した空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援。</p> <p><想定される取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 空き家対策と居住支援を連携させ、住宅確保要配慮者向けの住宅を確保する取組 * 遠隔地や海外に住む所有者が安心して円滑に除却できる方法を模索する取組 * シェアリング・サブスクリプション等を活用したビジネス化・産業を展開し、空き家の潜在的需要を喚起する取組 	<p>立地・管理状況の良好な空き家の利活用の促進等、顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組に対して支援。</p> <p><想定される取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 移住・定住・多地域居住等に係る様々なニーズに対応した総合的・特徴的な空き家の利活用 (テレワークスペース、ワーケーションスペースやサテライトオフィス等) に係る取組 * 空き家バンクへの物件登録の促進のための登録に係るサポート体制の整備等の総合的・特徴的な取組 * 空き家バンク登録物件の流通促進のためのマッチング等の総合的・特徴的な取組

事業要件
<ul style="list-style-type: none"> ・上記1. については原則として地方公共団体と専門家等が連携して実施すること ・本事業の成果を広く公開すること

補助対象
市区町村、民間事業者等

補助率
定額補助

事業期間
令和3年度～令和5年度